

京都市告示第714号

京都市下京老人福祉センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市下京老人福祉センターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年3月16日

京都市長 松井孝治

1 臨時休所する日

令和8年4月27日（月）から同年4月28日（火）まで、及び同年4月30日（木）から同年5月2日（土）まで

2 臨時休所する理由

施設の空調設備等の改修を実施するため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）